

[第2号議案]

2. 定款の変更

定款の変更

日本データベース学会において、これまで特命副会長の役割としていたダイバーシティ・ハラスメント防止関連の役割を副会長の役割とするため、副会長の定員の変更が必要となる。また「特命参与」という役職を新設する。この2点の変更のため、定款を変更する。

定款の第50条（定款の変更）「この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。」に従い、以下に示す定款の変更をご承認いただきたい。

定款変更の要点：

1. 第22条第2項、「その他4名以内を副会長とし」を「その他5名以内を副会長とし」に変更する。
2. 第32条から第58条までを1条ずつ繰り下げ、第33条から第59条に改める。
3. 第32条として特命参与の条項を追加する。

定款に追加する第32条：

（特命参与）

第32条 当法人は、特命参与を置くことができる。

- 2 特命参与は、自らの知見を活かし、この法人の事業に協力する。
- 3 特命参与は、会長が候補者を理事会に提案し、理事会において選任するものとする。
- 4 特命参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 特命参与は、無報酬とする。

【補足説明（報告事項）】

本定款変更に伴い、定款の第 32 条以後を参照している以下の規定を改定する。

1. 役員候補選出および役員選挙に関する規程
2. 事務局規程

本定時総会で定款の変更が承認された後、上記規定の改定を理事会で承認し、令和 6 年 6 月 22 日から施行する。

【規程改定の変更箇所】

1. 役員候補選出および役員選挙に関する規程
第 8 条「定款第 33 条第 1 項第 5 号」を「定款第 34 条第 1 項第 5 号」に変更
2. 事務局規程
第 1 条「定款第 54 条」を「定款 55 条」に変更

以上